

○電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正後

改正前

（傍線部分は改正部分）

<p>（特定無線局の対象とする無線局） 第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 「一〇五 略」 「削る」 「略」 七 設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局 「七の二〇九 略」 「2 略」</p>	<p>（特定無線局の対象とする無線局） 第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 「一〇五 同上」 七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局 「新設」 「七の二〇九 同上」 「2 同上」</p>
<p>（特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一〇五 略」 「削る」 「略」</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一〇五 同上」 六 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局 七 設備規則第四十九条の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 「同上」 「新設」</p>
<p>七 設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局 設備規則第四十九条の七の四に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 「八〇十二 略」</p>	<p>「八〇十二 同上」</p>
<p>（あつせん等の対象となる無線局に係る業務） 第二十条の二 法第二十七条の三五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。 「一〇六 略」</p>	<p>（あつせん等の対象となる無線局に係る業務） 第二十条の二 法第二十七条の三五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。 「一〇六 同上」</p>
<p>七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信又は同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務</p>	<p>七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務</p>

(特定無線局の数の控除)

第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

〔一 略〕

二 設備規則**第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又は同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局** **同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局**

〔三 略〕

〔2 略〕

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1～14 〔略〕	〔略〕
15 周波数測定装置, 警報装置, 監視装置, 制御装置, 注意信号発生装置, 注意信号選択警報装置, 空中線柱, 給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合, 改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
16～21 〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔第2 略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(特定無線局の数の控除)

第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

〔一 同上〕

二 設備規則**第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局** **同条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局**

〔三 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1～14 〔同左〕	〔同左〕
15 周波数測定装置, 警報装置, 監視装置, 制御装置 （設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信を行うものを除く。） , 注意信号発生装置, 注意信号選択警報装置, 空中線柱, 給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合, 改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
16～21 〔同左〕	〔同左〕

〔注 同左〕

〔第2 同上〕